

議案第 1 1 4 号

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 6 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) [略] (3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの</u> (4) [略] (5) [略] 2 [略] 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第 8 5 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第 8 5 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定	(定義) 第 2 条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] 2 [略] 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第 8 5 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第 8 5 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額をい

による給付を控除した額をいう。

4 この条例において「医療費助成金」とは、一部負担金に要する費用に係る助成金をいう。

5 [略]

(対象者)

第3条 [略]

2 前項の規定(同項第1号アからコまでの規定を除く。)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな~~い~~。

(1) [略]

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(3) [略]

(4) 心身障害者になった年齢が65歳以上である者(前条第1項第4号又は第5号に規定する心身障害者であって、65歳に達する日前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあった旨の市長の認定を受けたものを除く。)

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者(以下「支給資格者」という。)に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、医療費助成金を支給しない。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に該当することにより対象者となる者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院をしたときは、当該入院に係る医療費助成金については、支給しない。ただし、第2条第1項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する者は、この限りでない。

う。)及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。

4 この条例において「医療費助成金」とは、一部負担金及び食事療養に要する費用をいう。

5 [略]

(対象者)

第3条 [略]

2 前項の規定(同項第1号アからコまでの規定を除く。)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな~~い~~。

(1) [略]

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(3) [略]

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者(以下「支給資格者」という。)に対し、医療費助成金として一部負担金の額に当該医療に伴う食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を加算した額を支給するものとする。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金及び食事療養に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、医療費助成金を支給しない。

(さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例(平成

19年さいたま市条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 一部負担金 乳幼児・児童に係る医療費のうち、医療保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者(以下「被保険者等」という。)が負担すべきもの(健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。)</p> <p>(7) 子育て支援医療費 一部負担金に要する費用</p> <p>(8) [略]</p> <p>(子育て支援医療費助成金の支給)</p> <p>第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金(以下「子育て支援医療費助成金」という。)として、一部負担金の額を支給するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 一部負担金 乳幼児・児童に係る医療費のうち、医療保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者(以下「被保険者等」という。)が負担すべきもの</p> <p>(7) 子育て支援医療費 一部負担金及び乳幼児・児童に係る食事療養に要する費用</p> <p>(8) [略]</p> <p>(子育て支援医療費助成金の支給)</p> <p>第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金(以下「子育て支援医療費助成金」という。)として、一部負担金の額に、<u>当該医療に伴う健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を加算した額</u>を支給するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

(さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第3条 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。</p> <p>7 この条例において「ひとり親家庭等医療費」とは、一部負担金に要する費用に係る助成金をいう。</p> <p>8 [略]</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(ひとり親家庭等医療費の支給)</p> <p>第7条 市長は、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費として一部負担金の額を支給するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。<u>第7条第1項において同じ。</u>）、生活療養標準負担額（同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。</p> <p>7 この条例において「ひとり親家庭等医療費」とは、一部負担金及び食事療養に要する費用をいう。</p> <p>8 [略]</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(ひとり親家庭等医療費の支給)</p> <p>第7条 市長は、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費として一部負担金の額に<u>当該医療に伴う食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を加算した額</u>を支給するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金及び食事療養に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中さいたま市中心身障害者医療費支給条例第2条第4項の改正（「に係る助成金」を加える部分に限る。）、第2条中さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例第2条第6号の改正及び第3条中さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第7項の改正（「に係る助成金」を加える部分に限る。） 公布の日

(2) 第1条中さいたま市中心身障害者医療費支給条例第3条第2項第2号及び第3条中さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号の改正 平成26年10月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市中心身障害者医療費支給条例第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前のさいたま市中心身障害者医療費支給条例第2条第1項に規定する心身障害者である者については、適用しない。

3 第1条の規定による改正後のさいたま市中心身障害者医療費支給条例第2条第4項及び第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の食事療養に要する費用に係る医療費助成金の支給について適用し、施行日前の食事療養に要する費用に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例第2条第7号及び第6条の規定は、施行日以後の食事療養に要する費用に係る子育て支援医療費助成金の支給について適用し、施行日前の食事療養に要する費用に係る子育て支援医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

5 第3条の規定による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第7項並びに第7条第1項及び第3項の規定は、施行日以後の食事療養に要する費用に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日前の食事療養に要する費用に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。